

改正刑法草案（昭和49年5月29日法制審議会決定）〔抜粋〕

（強姦）

第296条 暴行又は脅迫を用いて、女子を姦淫した者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 2 女子が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は女子を抗拒不能の状態に陥れて、これを姦淫した者も、前項と同じである。

（強制わいせつ）

第297条 暴行又は脅迫を用いて、人にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

- 2 人が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は人を抗拒不能の状態に陥れて、これにわいせつの行為をした者も、前項と同じである。

（幼年者の姦淫・わいせつ）

第298条 14歳未満の女子を姦淫した者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 2 14歳未満の者にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

（未遂）

第299条 前3条の罪の未遂犯は、これを罰する。

（強姦・強制わいせつ致死傷）

第300条 前4条の罪を犯し、その結果、人を傷害した者は、3年以上の有期懲役に処する。人を死亡させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

（被保護者の姦淫）

第301条 身分、雇用、業務その他の関係に基づき自己が保護し又は監督する18歳未満の女子に対し、偽計又は威力を用いて、これを姦淫した者は、5年以下の懲役に処する。

- 2 精神障害の状態にある女子を保護し又は監督する者が、その地位を利用して、その女子を姦淫したときも、前項と同じである。

（告訴）

第302条 第296条から第299条まで及び前条の罪は、告訴を待つて論ずる。但し、2人以上の者が現場において共同して犯した第296条から第299条までの罪については、この限りでない。

## 国際機関の見解

- 国連自由権規約委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CCPR/C/JPN/CO/5 2008年10月30日）

## C. 主な懸念事項及び勧告

14. 委員会は、刑法第 177 条の強姦の定義が男女間の実際の性交のみを対象とし、かつ被害者の抵抗が強姦の要件となっていること及び被害者が 13 歳以下である場合を除き、強姦及び他の性犯罪について被害者からの告訴なくして起訴出来ないことに懸念をもって留意する。また、性的暴力の加害者が往々にして懲罰を受けることを免れていること又は軽い刑しか受けていないとする報告、裁判官が過度に被害者の過去の性関係に焦点をあて、暴行に抵抗した証拠を提供することを被害者に要求するとする報告、改正監獄法及び警察庁の被害者支援のガイドラインの監視・実施が効果的に機能していないとする報告及び性的暴力に関する専門の研修を受けた医師と看護師の不足及びそのような研修を提供する NGO への支援が不足しているとする報告を懸念する。（第 3 条、第 7 条及び第 26 条）

締約国は、刑法第 177 条の強姦罪の定義の範囲を拡大し、近親相姦、性交以外の性的暴行、男性に対する強姦が重大な犯罪とされることを確保すべきである。また、抵抗したことを被害者に証明させる負担を取り除き、強姦や性的暴力犯罪を職権で起訴すべきである。さらに、裁判官、検察官、警察官、刑務官に対する、性的暴力におけるジェンダーへの配慮に関する義務的な研修も導入すべきである。

27. 委員会は、少年と少女について 13 歳と設定されている性交同意最低年齢が低いことを懸念する。（第 24 条）

締約国は、児童の正常な発達の保護と児童虐待の防止を目的として、少年と少女の性交同意最低年齢を 13 歳とされる現状のレベルから引き上げるべきである。

- 国連女子差別撤廃委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CEDAW/C/JPN/CO/6 2009年8月7日）

#### 女性に対する暴力

33. 委員会は、刑法において、性暴力犯罪は被害者が告訴した場合に限り起訴され、依然としてモラルに対する罪とみなされていることを懸念する。委員会はさらに、強姦罪の罰則が依然として軽いこと及び刑法では近親姦及び配偶者強姦が明示的に犯罪として定義されていないことを引き続き懸念する。

34. 委員会は、被害者の告訴を性暴力犯罪の訴追要件とすることを刑法から撤廃すること、身体の安全及び尊厳に関する女性の権利の侵害を含む犯罪として性犯罪を定義すること、強姦罪の罰則を引き上げること及び近親姦を個別の犯罪として規定することを締約国に要請する。

- 国連児童の権利委員会の最終見解 日本（仮訳・抜粋）（CRC/C/JPN/CO/3 2010年6月20日）

#### C. 主要分野における懸念及び勧告

##### 3. 一般原則（条約第2条、第3条、第6条、第12条）

##### 差別の禁止

35. 委員会は、刑法が、強姦及び関連犯罪の潜在的被害者として女性や少女のみを認識し、それゆえ、これら規定により与えられる保護が少年に及ばないことに懸念をもって留意する。

36. 委員会は、締約国が、男児であれ女児であれ、強姦の被害者すべてに同様の保護が与えられるよう刑法改正を検討することを勧告する。

##### 8. 特別な保護措置（条約第22条、第38条、第39条、第40条、第37条(b)、第30条、第32条～第36条）

##### 性的搾取

82. 委員会は、締約国に対し、児童の性的搾取の事案を捜査し、加害者を訴追し、性的搾取の被害者にカウンセリングその他の回復の支援を提供する努力を強化するよう勧告する。

## 諸外国における性犯罪に関する規定

※ 2008 年法務総合研究所研究部報告 38 「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究—フランス、ドイツ、英国、米国—」 ([http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)) を基に作成したもの

## 1 フランス

フランスでは、基本的に、性犯罪に関する構成要件、法定刑等については刑法が規定している。刑法に規定されている主な性犯罪の類型の一つに「性的攻撃」がある。性的攻撃は、「暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって実行するすべての性的侵害」と定義され、強姦、その他性的攻撃及び性的ハラスメントの三つの罪種に区分される。また、15 歳未満の児童に対する強姦等については、刑の加重規定が設けられている。

## ○ 性的攻撃の罪名及びその類型

条文	罪名	定義	
222-22	性的攻撃	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行うすべての性的侵害	
性的攻撃の各罪名(類型)		構成要件	法定刑
222-23	強姦	暴力、強制、脅迫又は不意打ちをもって行う、他人に対するあらゆる性的挿入行為	15 年以下の拘禁刑
222-24	強姦(刑が加重される場合)	① 身体の切除又は永久的な機能喪失をもたらした場合 ② 15 歳未満の少年・児童に対する強姦 ③ 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った強姦 ④ 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた強姦 ⑤ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った強姦 ⑥ 主犯又は共犯として複数の者によって行った強姦 ⑦ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った強姦	20 年以下の拘禁刑
222-25	強姦致死	強姦により被害者を死に至らしめた場合	30 年以下の拘禁刑
222-26	拷問又は残虐な行為を先行行為等とする	拷問又は残虐な行為を強姦に先行し、又は強姦時に若しくは強姦終了後に行った場合	無期刑

	強姦		
222-27	その他の性的攻撃（強姦以外の性的攻撃）	強姦以外の性的攻撃	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
222-28	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その1）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた性的攻撃 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った性的攻撃 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った性的攻撃 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-29	その他の性的攻撃（刑が加重される場合その2）	① 15歳未満の少年・児童に対する性的攻撃 ② 年齢、病気、身体的・精神的な欠陥性等により、特に保護されるべき弱者であることが明白又はそのような状況を知った上で行った性的攻撃	7年以下の拘禁刑 10万ユーロ以下の罰金
222-30	その他の性的攻撃（222-29条に規定する類型についてさらに刑が加重される場合）	① 傷害又は医学的に器質機能不全をもたらした場合 ② 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ③ 職業上の権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った場合 ④ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合 ⑤ 武器を使用又は武器による威嚇によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
222-31	その他の性的攻撃（未遂に関する規定）	222-27条ないし222-30条により規定される性的攻撃（軽罪）の未遂は同じ法定刑により処罰	
222-32	その他の性的攻撃（性的露出行為）	公衆がアクセスできるような場所において、他人に視覚される性的な露出行為	1年以下の拘禁刑 1万5千ユーロ以下の罰金
222-33	性的ハラスメント	性的な満足を得る目的で他人にしつこく嫌がらせをする行為	1年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金

注：重罪にあたる第222-23条ないし222-26条の未遂は、第121-4条第2項により同じ法定刑で処罰される。

○ 未成年者に対する危険状況の作出（一部の条文）

条文	罪名（類型）	構成要件	法定刑
227-25	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害	成人により、暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれかの手段も用いることなく、15歳未満の少年・児童に対して行われた性的侵害行為	5年以下の拘禁刑 7万5千ユーロ以下の罰金
227-26	未成年者（15歳未満）に対する性的侵害 （227-25条に規定する類型について刑が加重される場合）	227-25条により規定される性的侵害の刑が加重される場合の行為 ① 尊属者又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為 ③ 主犯又は共犯として複数の者によって行った場合	10年以下の拘禁刑 15万ユーロ以下の罰金
227-27	未成年者（15歳以上18歳未満の者及び婚姻による後見の解除が未だない者）に対する性的侵害	暴力、強制、脅迫、不意打ちのいずれの手段も用いることなく、15歳以上の未成年者及び婚姻による後見の解除が未だない者に対する性的侵害行為 ① 尊属又は被害者に対して権限を行使できる立場にある者によってなされた場合 ② 権限を付与された者がその権限を濫用することによって行った行為	2年以下の拘禁刑 3万ユーロ以下の罰金

2 ドイツ

ドイツでは、ドイツ刑法典に性犯罪を処罰する規定を置いており、一連の性犯罪規定の保護法益は、「性的自己決定権」であるとされている。性的強要を基本的な罪とし、その加重類型の構成要件を細分化して規定していること、強姦を性的強要の加重類型の一つとして位置付けていることなどが特徴である。

また、刑法は、14歳未満の者との性的行為をその者の同意の有無にかかわらず全面的に禁止しており、これについて児童に対する性的虐待の罪という独立した規定を置いている。

○ 性的強要・強姦

条文	罪名	構成要件	法定刑
177条 1項	性的強要の罪	他人に対し、①暴行を用いて、②生命若しくは身体に対する現在の危険をもってする脅迫により、又は	1年以上15年以下の自由刑

		③被害者が保護されずに行為者の働き掛けにさらされている状況を利用して、行為者若しくは第三者の性的行為を甘受させること又は行為者若しくは第三者に性的行為をすることを強要した者	犯情があまり重くない事案 6月以上5年以下の自由刑
177条 2項	強姦・共同行為(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似の性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき(強姦)(1号)、又は②犯行が複数の者により共同で行われたとき(2号)	2年以上15年以下の自由刑
177条 3項	危険な行為態様(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、凶器若しくはその他の危険な道具を携帯していたとき、②暴行又は暴行を加える旨の脅迫によって他人の反抗を阻止し若しくは排除するために、その他の道具若しくは手段を携帯していたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害が生じる危険をもたらしたとき	3年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1年以上10年以下の自由刑
177条 4項	特に危険な行為態様(性的強要の加重類型)	性的強要のうち、①行為者が、犯行に際して、凶器若しくはその他の危険な道具を使用したとき、又は②被害者が、a犯行の際に身体的に著しい虐待を受けたとき、若しくはb犯行により死亡する危険をもたらされたとき	5年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 1年以上10年以下の自由刑
178条	死の結果を伴う性的強要	性的強要によって、少なくとも軽率に、被害者に死の結果を発生させたとき	無期又は10年以上の自由刑

○ 児童に対する性的虐待等

条文	罪名	構成要件	法定刑
176条	児童に対する性的虐待	14歳未満の者(児童)に対して性的行為を行い、又は児童をして自己に対して性的行為をさせた者(1項)、第三者に対して性的行為を行い、又は第三者が児童に対して性的行為を行うように、児童に決意させた者(2項)	6月以上10年以下の自由刑 犯情が特に重い事案 1年以上15年以下の自由刑
176条a 1項	同種再犯(児童に対する性的虐待の加重類型)	176条1項又は176条2項の罪を犯した者が、これらの犯罪行為を理由に5年以内に確定力を持つ有罪判決を言い渡されていた場合	1年以上15年以下の自由刑 犯情があまり重くない事案 3月以

			上 5 年以下の自由刑
176 条 a 2 項	18 歳以上の者による性交等（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項又は 176 条 2 項の罪を犯した者が、①18 歳を超える者である場合において、行為者が被害者と性交を行い、若しくは特に被害者の身体への侵入を伴う場合のように被害者を著しく辱める類似的性的行為を被害者に行い、若しくは被害者をして自分に対し行わせたとき、②犯行が複数の者により共同で行われたとき、又は③犯行により被害者に重い健康障害をもたらし、若しくは身体的・心的な発達に対する著しい危険を生じさせたとき	2 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 a 3 項	ポルノグラフィーの対象目的（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項から 4 項の罪を犯した者が、正犯又はその他の関与者として、184 条 3 項又は 4 項の頒布しようとしているポルノ文書の対象とする目的で行為を行った場合	2 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 a 5 項	特に危険な行為態様（児童に対する性的虐待の加重類型）	176 条 1 項ないし 3 項の罪を犯した者が、①行為の際に児童を身体的に著しく虐待し、又は②行為により児童に死の危険を生じさせたとき	5 年以上 15 年以下の自由刑
176 条 b	死の結果を伴う児童に対する性的虐待	児童に対する性的虐待によって、少なくとも軽率に、被害者を死亡させた場合	無期又は 10 年以上の自由刑

注：ドイツ刑法は、未成年者との性的行為について 14 歳未満の児童の場合のほか、14 歳以上 16 歳未満の少年（174 条 1 項 1 号）及び 16 歳以上 18 歳未満の少年（同条 1 項 2 号、3 号）の場合についても規定している。14 歳未満の児童の場合には、性的行為が全面的に禁止されるのに対し、14 歳以上 16 歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職業教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられている場合に処罰され、16 歳以上 18 歳未満の少年の場合には、被害者が行為者の子である場合か、又はその教育、職場教育若しくは生活上の世話が行為者に委ねられ、若しくは職務上若しくは労働上の関係の枠内で部下である場合（ただし、教育、職業教育、生活上の世話、職務上若しくは労働上の関係と結びついた従属性を濫用する場合に限る。）に処罰される。（「法務総合研究所研究部報告 38」65 ページ）

### 3 英国

英国には、従来の性犯罪に関連する法令を整備・統合したものとして、2003 年性犯罪法があり、性犯罪の構成要件、法定刑等が規定されている。同法は、性犯罪の概念を整理し、

構成要件の明確化を図った。また、性的行為への同意に関する重要な変更として、被告人が性的行為の際に同意があったことの立証責任を負うこととされた。また、弱者保護の観点から、児童及び精神障害を持つ被害者に関して特別の規定が設けられた。

○ 2003 年性犯罪法に規定する性的行為

行為名	構成要件の概要	法定刑
強姦	(a) ペニスの膣・肛門・口への故意の挿入 (b) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
挿入による暴行	(a) 身体の一部・その他の物の膣・肛門への故意の挿入 (b) 当該挿入が性的であった場合 (c) 同意がない場合	正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑
性的暴行	(a) 故意の接触 (b) 当該接触が性的であった場合 (c) 同意がない場合	略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは罰金、又は両者の併科 正式起訴に基づく有罪宣告により、10年以下の拘禁刑

○ 2003 年性犯罪法の児童及び弱者保護に関連する規定

行為名	対象者及び要件の緩和等	刑
13 歳未満を対象とする強姦、挿入による暴行、性的暴行	対象者が 13 歳未満のときは、 (a) 同意がなかったことを要件としない (b) 被告人における年齢の認識を問題としない	強姦は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 挿入による暴行は、正式起訴に基づく有罪宣告により裁量的終身刑 性的暴行は、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑
児童との故意の性的接触	(a) 同意がなかったことを要件としない (b) 対象者が 16 歳未満であった場合には、被告人が対象者の年齢を 16 歳未満であることを知っていたが、知ることを合理的に期待することができたことを要件とする (c) 対象者が 13 歳未満であった場合には、被告人における年齢の認識を問題としない	性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑 前記の適用がなかったときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若し

		くは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑(被告人が未成年の場合の特例あり)
精神障害者を対象とする性的行為	<p>(a) 対象者が精神障害のために当該性的接触を拒否することができなかつたとき (対象者が同意するか否かを選択する能力を欠いていたとき、又は、対象者が同意するか否かの選択を伝えることができなかったときは、当該接触を拒否することができなかつたものとする。)</p> <p>(b) 被告人が、対象者が精神障害を有していること及びそれ故に、又はそれに関する理由のために当該性的接触を拒否することができないおそれがあることを知っていた場合のみならず、知ることを合理的に期待することができた場合も犯罪とされる。</p>	<p>性的接触の中に、身体の一部又はその他の物の対象者の肛門又は膣への挿入、ペニスの対象者の口への挿入、対象者の身体の一部の被告人の肛門又は膣への挿入、対象者のペニスの被告人の口への挿入のいずれかが含まれていたときは、正式起訴に基づく有罪宣告により、裁量的終身刑</p> <p>前記の適用がなかつたときは、略式起訴に基づく有罪判決により、6月以下の拘禁刑若しくは法定上限以下の罰金、又は両者の併科、正式起訴に基づく有罪宣告により、14年以下の拘禁刑</p>

#### 4 米国

米国では、性犯罪は、原則として、各州の刑事実体法、刑事手続法、性犯罪者登録及び公表に関する法等により規制される。連邦法は、州境を超える性犯罪等の連邦的色彩のあるものを規制する。

すべての州において、被害児童が性的行為に合意している場合でも、一定年齢未満の児童との性的関係を禁止する法律がある。

##### ○ 性犯罪の定義・分類

類型	定義	法定刑等
強姦	(ワシントン州の刑法の例) 被害者の性別を問わず、姦淫、口淫、肛門性交等を相手方の同意なく行うこと	死刑を定める州と無期刑(終身刑)を定める州とで約半数を占める。 有期刑(50~10年)を上限とする州も半数近く存在する。しかし、この場合においても、多くの州では、加害者の前科等により、これらの法定刑以上に刑を加重できるとしている。

近親相姦	加害者と被害者が親子等の親族関係により法的に有効な結婚ができない近親者の場合の性行為	ほとんどの州において処罰している。
配偶者による区別	被害者との間に配偶関係がある場合	告訴期限の制限を設ける州、暴力や脅迫の態様に制限を設ける州、離婚や別居等の条件を必要とする州、起訴できる罪名に制限を設けている州がある。
子どもに対する性行為	暴力的性犯罪の中でも児童を被害者とする場合	成人を被害者とする場合よりも法定刑を重くする州がほとんどである。

注：性行為への合意年齢を下回れば、どのような状況下においても違法とする州は12州であり、合意年齢を16歳としている例として（略）、17歳としているものとして（略）、18歳としているものとして（略）各州が挙げられる。他方、それ以外の38州およびコロンビア特別区では、性行為への合意年齢に加えて、被害児童の最少年齢、性行為のパートナーとの年齢差、パートナーに対する訴追可能最低年齢といった要件を定め、合意年齢を下回った場合においても、これらの要件のうち1つあるいは複数に反しない性行為を違法とはしていない。例えば、ニュージャージー州の場合、合意年齢を16歳、被害児童の最少年齢を13歳、パートナーとの年齢差を4歳とし、児童が13歳以上であり、パートナーとの年齢差が4歳未満であれば、合意年齢を下回った場合においても合法としており、ネバダ州では、合意年齢は16歳、パートナーに対する訴追可能年齢を18歳とし、児童が16歳未満であっても、パートナーの年齢が18歳未満であれば違法としていない（「法務総合研究所研究部報告38」166ページ）。

## 韓国のワンストップ支援センター

※ 「平成 24 年版犯罪被害者白書」より

## ア 韓国のワンストップ支援センター

韓国では、2006 年 8 月、ソウル市の警察病院内に最初のワンストップ支援センターが設置されており、2012 年 3 月現在、警察病院などの国公立病院、大学病院、民間病院など 16 か所に設置されている。設置のための特別な要件はないが、いずれも 300 床以上の大型病院に併設されている。

これら国内のワンストップ支援センターに対しては、34 億 5900 万ウォン（うち国費が 50～60%）が予算措置されている。なお、治療費に関する予算は、女性家庭部が別途計上している。

## イ ポラメワンストップ支援センター

ポラメワンストップ支援センターは、ソウル市、ソウル地方警察庁及びポラメ病院の協定に基づき、2008 年 12 月、ソウル大学の施設であるソウル市立ポラメ病院内に設置された。

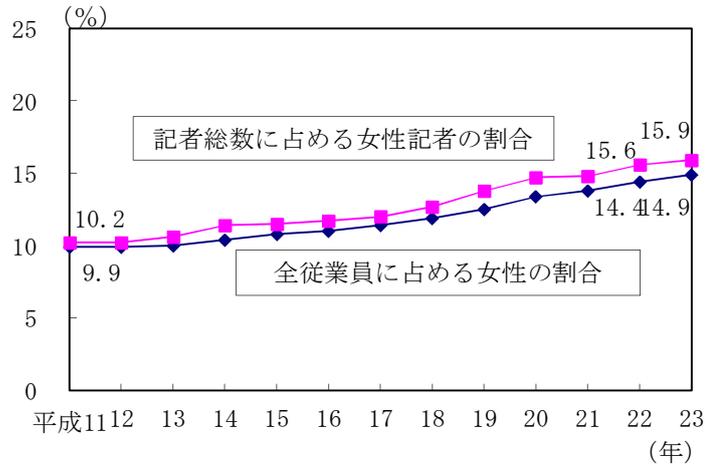
センター内には、院内の産婦人科とは別に、婦人科治療の設備が設けられている。また、事情聴取室及び録音録画モニタリング室も設けられている（韓国では、19 歳未満の者及び一定の障害者から事情聴取をする場合、被害者の同意を前提とした録画が義務付けられており、これらは児童や障害者の事情聴取に利用されている。）。

支援対象は、性暴力、家庭内暴力、性売買、校内暴力による被害者であり、支援内容は、相談、医療的支援（婦人科治療、感染症検査、緊急避妊薬投与、証拠採取、外傷治療等）及び事情聴取等である。これらの支援は全て無料で提供されている。

※ ワンストップ支援センターは、緊急支援を目的としており、カウンセリング等の長期にわたる支援が必要なケースは、性暴力相談所など関係機関へ引き継がれる。また、2 回目以降の事情聴取など、以後の捜査手続への協力は、管轄警察署の警察官が行う。

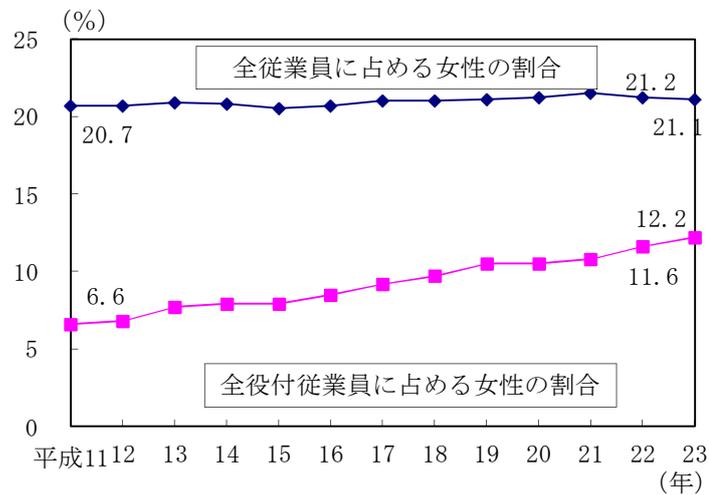
各種メディアにおける女性の割合  
(平成24年版 男女共同参画白書より)

新聞



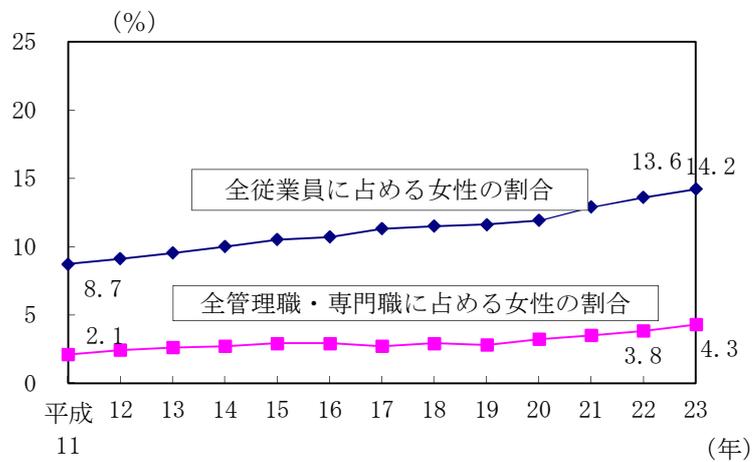
(備考) (社) 日本新聞協会資料より作成。

民間放送



(備考) 1. (社) 日本民間放送連盟資料より作成。  
2. 役付従業員とは、課長(課長待遇、同等及び資格職を含む)以上の職にある者をいう。

日本放送協会



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。  
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位(チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等)をいう。

## 諸外国におけるメディア分野への女性の参画

※ 諸外国における専門職への女性の参画に関する調査 —スウェーデン、韓国、スペイン、アメリカ合衆国—報告書（平成 23 年 11 月 内閣府男女共同参画局）を基に作成したもの

## ●スウェーデン

メディア分野における女性の比率（2005 年）

ジャーナリスト	雑誌	公共ラジオ・テレビ	新聞、特殊機関誌、 商業ラジオ
48%	59%	44%	15%

出典：Monika Djerf-Pierre(2007) “The Gender of Journalism The Structure and Logic of the Field in the Twentieth Century”,Nordicom Review,Jubilee Issue 2007

## ●スペイン

メディア関連企業に占める女性の比率

	女性比率	女性人数	総数
テレコミュニケーション	32.00%	18,665 人	58,331 人
ラジオ・テレビ	39.86%	11,177 人	28,041 人
広告業	50.90%	33,227 人	65,274 人

出典：スペイン統計局、

「Telecommunications、Radio and television activities、Advertising」、2007

●韓国

メディア媒体別の従事者の現況(2009年現在)

(単位:人)

区分		調査対象企業	回答企業	性別	
				男性	女性
総計		1,493	677	29,575(79.5%)	7,614(20.5%)
新聞	全国日刊	12	12	3,909	1,097
	地域日刊	104	72	4,645	961
	経済日刊	7	7	1,788	567
	スポーツ日刊	5	5	429	61
	外国語日刊	4	4	148	103
	専門日刊	9	5	471	116
	無料日刊	9	8	224	86
	地域週刊	445	187	1,431	410
新聞総計		595	300	13,045	3,401
通信		2	1	119	—
地上波放送	公営放送	40	37	7,803	1,507
	民営放送	13	13	2,035	343
	特殊放送	10	10	1,305	517
	地上波DMB	3	3	102	43
ケーブルTV	放送チャンネル 使用事業者	2	2	865	186
	総合有線 放送事業者	105	33	1,536	566
衛星放送		2	2	352	95
放送総計		175	100	13,998	3,527
インターネット新聞		706	269	2,133	766
メディアのインターネットポータルサイト		15	7	280	190
インターネット総計		721	276	2,413	956

出典:韓国言論財団(2009)「2009韓国放送年鑑」

●アメリカ

メディア関連職種における女性比率の推移

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
プロデューサー・ディレクター	31.8%	32.3%	35.1%	40.0%	30.5%	38.5%	40.1%
アナウンサー	19.6%	21.6%	12.2%	30.8%	24.4%	—	11.1%
ニュース解説員、リポーター、記者	44.4%	53.7%	56.5%	53.4%	42.1%	45.4%	42.8%
編集者	53.8%	53.9%	58.1%	53.7%	49.5%	54.8%	55.8%
放送技術者（音響等）	8.1%	12.1%	12.2%	15.6%	11.6%	16.1%	9.4%
写真家	38.6%	37.6%	39.0%	43.3%	47.5%	44.1%	44.8%

出典：U.S Bureau of Labor Statistics (2009) ,Labor Force Statistics from the Current Population Survey をもとに作成したグラフより作成